

特定非営利活動法人 事前口腔拡大研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 事前口腔拡大研究会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、小児への予防的矯正・口腔機能発達の研究と広報、上顎拡大装置の開発と普及、歯科口腔保健に関する啓発活動などの事業を行い、国民の健康増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 小児への予防的矯正・口腔機能・睡眠の啓発活動事業
- (2) 上顎拡大装置の研究開発事業
- (3) 健診・相談会を通じた小児の口腔発達不全の早期発見と早期介入事業
- (4) 小児の良質な睡眠と呼吸習慣の定着事業
- (5) 国内外の学術研究と成果の社会還元事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は前2項の規定にかかわらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的記録による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的記録による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)正会員の欠亡

(4)合併

(5)破産手続開始の決定

(6)所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、名古屋市に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 押村 侑希

副理事長 栗元 歩美

理事 近藤 佑哉

監事 内藤 啓志

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 6 月 30 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員 入会金 5,000 円 年会費 30,000 円

(2) 賛助会員 入会金 10,000 円 年会費 1 口 10,000 円 (3 口以上)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 事前口腔拡大研究会

役名	フリガナ 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事	オシムラ ユキ 押村 侑希		なし
理事	クリモト アユミ 栗元 歩美		なし
理事	コンドウ ユウヤ 近藤 佑哉		なし
監事	ナイトウ ヒロシ 内藤 啓志		なし

設立趣旨書

1 趣 旨

私たちは、歯科医師として、また歯科医療に携わる専門職として、多くの子どもたちの歯並びや口腔機能の改善に取り組んできました。日々の診療を通じて強く感じてきたことは、歯列不正や口呼吸が単なる「歯の問題」にとどまらず、子どもたちの呼吸・姿勢・睡眠・発達・情緒の安定に深く関わる重要な健康課題であるということです。

矯正治療によって呼吸が整い、熟睡できるようになることで、表情が明るくなり、集中力や体力、学習意欲が向上する子どもたちの姿を私たちは数多く目にしてきました。これらの経験を通じて、私たちは確信しました。“適切な時期に正しい介入を行えば、子どもたちの未来は確実に変わる”と。そしてその鍵は、歯列の改善だけでなく、「正しい呼吸」と「良質な睡眠」を育むことにありと考えています。

しかしながら、現状の日本では、予防的矯正や口腔機能の発達支援、さらにはそれが睡眠や全身の健康に及ぼす影響についての社会的認知は十分とは言えません。誤った情報や治療時期の見誤りにより、本来改善できるはずの問題が見過ごされてしまうケースも少なくありません。

そこで私たちは、歯科医師のみならず、歯科技工士、看護師、保育士、基礎研究者など多職種が連携し、“子どもの健全な発達の基盤としての口腔育成”に関する正しい知識と実践方法を広く社会に普及・啓発していく必要性を強く感じました。そのため、地域・職域・専門分野を超えて連携を図り、より公正かつ継続的に活動を推進するために、特定非営利活動法人を設立するものです。

本法人は、口腔機能の発達支援を通じて、子どもの健全な心身の発達と地域社会全体の健康増進に寄与することを目的とし、啓発活動・教育活動・研究支援を柱として事業を行います。これにより、歯科医療が「歯を治す」場にとどまらず、次世代の健康を育む社会的インフラとして機能することを目指します。

2 申請に至るまでの経過

2016年

押村侑希が生まれ育った愛知県名古屋市中川区において、地域貢献の一環として、歯科助手や保育士など5名の有志とともに、無料の子育てセミナーや子ども向け情操教育の活動を開始。地域の保護者支援と子どもの健やかな成長促進を目的とした取り組みを継続。

2024 年

多様な専門職の知見を融合し、子どもの口腔育成を通じて心身の発達を支える独自メソッドを確立。地域講座や市民イベントでの啓発活動、SNS による情報発信などを通じて、口腔機能と全身発達の関連性についての普及活動を展開。

2025 年

事前口腔拡大の中核を担う口腔育成装置について特許を出願。看護師・基礎研究者・教育関係者など、多分野の専門家 12 名が参画し、より科学的・公共的な視点で活動を推進するため、特定非営利活動法人の設立を決定。

令和 7 年 8 月 4 日

特定非営利活動法人 事前口腔拡大研究会
設立代表者 押村侑希

特定非営利活動法人 事前口腔拡大研究会

令和 7 年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、市民啓発活動委員会を発足させる。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
1.小児への予防的矯正・口腔機能・睡眠の啓発活動事業	歯科治療についての最新の研究に基づく正しい知識を SNS や講演会を通して啓発する。	(A) 毎月 1 回 (B) 荒子観音等 (C) 5 人	(D) 市民 (E) 100 人	100
2.上顎拡大装置の研究開発事業	小児の睡眠障害や呼吸機能発達不全を安価に改善するための手法の開発及び販売をする。	(A) 毎月 1 回 (B) オンライン (C) 7 人	(D) 睡眠不足でお困りの方 (E) 不特定多数	150
3.健診・相談会を通じた小児の口腔発達不全の早期発見と早期介入事業	現在実施中の学校検診のノウハウをベースに、区民まつり等のイベントで歯科及び全身の検診を実施する。	(A) 3 ヶ月に 1 回 (B) 中川区区民まつり等 (C) 5 人	(D) 市民 (E) 不特定多数	100
4.小児の良質な睡眠と呼吸習慣の定着事業	名古屋市内の幼稚園や保育園を訪問し、園児及び保護者に対して睡眠と呼吸習慣が成長に与える影響を説き、良質な習慣の定着を目指した	(A) 毎月 1 回 (B) 名古屋市内の幼稚園・保育園 (C) 7 人	(D) 園児及びその保護者 (E) 720 人	50

	セミナーを開催する。			
5.国内外の学術研究と成果の社会還元事業	国内外の研究者と共に新たな疾患の治療法を研究を行い、研究結果について広報をすることで社会に還元する。	(A)3ヶ月に1回 (B)オンライン (C)3人	(D)市民 (E)不特定多数	50

特定非営利活動法人 事前口腔拡大研究会

令和 8 年度事業計画書

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、市民啓発活動委員会を発足させる。

2 特定非営利活動に係る事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象者 の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
1. 小児への予防的矯正・口腔機能・睡眠の啓発活動事業	歯科治療についての最新の研究に基づく正しい知識を SNS や講演会を通して啓発する。	(A) 毎月 1 回 (B) 荒子観音等 (C) 8 人	(D) 市民 (E) 240 人	250
2. 上顎拡大装置の研究開発事業	小児の睡眠障害や呼吸機能発達不全を安価に改善するための手法の開発及び販売をする。	(A) 毎月 1 回 (B) オンライン (C) 7 人	(D) 睡眠不足でお困りの方 (E) 不特定多数	800
3. 健診・相談会を通じた小児の口腔発達不全の早期発見と早期介入事業	現在実施中の学校検診のノウハウをベースに、区民まつり等のイベントで歯科及び全身の検診を実施する。	(A) 3 ヶ月に 1 回 (B) 中川区区民まつり等 (C) 5 人	(D) 市民 (E) 不特定多数	150
4. 小児の良質な睡眠と呼吸習慣の定着事業	名古屋市内の幼稚園や保育園を訪問し、園児及び保護者に対して睡眠と呼吸習慣が成長に与える影響を説き、良質な習慣の定着を目指した	(A) 毎月 1 回 (B) 名古屋市内の幼稚園・保育園 (C) 7 人	(D) 園児及びその保護者 (E) 720 人	2000

	セミナーを開催する。			
5.国内外の学術研究と成果の社会還元事業	国内外の研究者と共に新たな疾患の治療法を研究を行い、研究結果について広報をすることで社会に還元する。	(A)2ヶ月に1回 (B)オンライン及び東京 (C)10人	(D)市民 (E)不特定多数	2000

活動予算書

法人設立の日 から 令和8年3月31日 まで

(単位:円)

科目	金額	金額	金額
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	60,000		
賛助会員受取入会金	0		
正会員受取会費	360,000		
賛助会員受取会費	0	420,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	500,000	500,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
小児への予防的矯正・口腔機能・睡眠の啓発活動事業収益	0		
上顎拡大装置の研究開発事業収益	0		
健診・相談会を通じた小児の口腔発達不全の早期発見と早期介入事業収益	0		
小児の良質な睡眠と呼吸習慣の定着事業収益	0		
国内外の学術研究と成果の社会還元事業収益	0	0	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			920,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	100,000		
会議費	50,000		
旅費交通費	300,000		
通信運搬費	0		
賃借料	0		
その他経費計	450,000		
事業費計		450,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	50,000		
会議費	0		
旅費交通費	0		
通信運搬費	120,000		
消耗品費	100,000		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	0		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	270,000		
管理費計		270,000	
経常費用計			720,000
当期正味財産増減額			200,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			200,000

活動予算書

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	0		
賛助会員受取入会金	120,000		
正会員受取会費	360,000		
賛助会員受取会費	720,000	1,200,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	3,000,000	3,000,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金	0	0	
4. 事業収益			
小児への予防的矯正・口腔機能・睡眠の啓発活動事業収益	0		
上顎拡大装置の研究開発事業収益	3,000,000		
健診・相談会を通じた小児の口腔発達不全の早期発見と早期介入事業収益	0		
小児の良質な睡眠と呼吸習慣の定着事業収益	0		
国内外の学術研究と成果の社会還元事業収益	0	3,000,000	
5. その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			7,200,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	900,000		
印刷製本費	700,000		
会議費	400,000		
旅費交通費	3,000,000		
通信運搬費	200,000		
賃借料	0		
その他経費計	5,200,000		
事業費計		5,200,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
諸謝金	0		
印刷製本費	50,000		
会議費	150,000		
旅費交通費	300,000		
通信運搬費	120,000		
消耗品費	250,000		
水道光熱費	0		
賃借料	0		
保険料	400,000		
租税公課	0		
雑費	0		
その他経費計	1,270,000		
管理費計		1,270,000	
経常費用計			6,470,000
当期正味財産増減額			730,000
前期繰越正味財産額			200,000
次期繰越正味財産額			930,000